

一日総領事館の実施について 《 クリーブランド地域 》  
～ 2008年10月22日 ～

2008年10月22日(水)、下記会場に総領事館担当者が出向き、以下のサービスを実施いたしますのでお知らせします。参加ご希望の方でe-mailアドレスがある方は、連絡事項をe-mailで行いますので、JANO ([info@janosakura.org](mailto:info@janosakura.org)) までご連絡ください。

1. 実施項目

◇旅券の交付（あらかじめデトロイト総領事館に申請された方）

◇在外選挙人名簿登録申請の受付

◇在留証明及び署名証明の申請受付

2. 会場・時間

(1) Japanese Cuisine and Sushi Bar SHUHEI「修平」(予定)

23360 Chagrin Blvd. Beachwood, OH 44122-5547

(2) 10月22日(水) 午後1時～3時

\*予約は不要です。直接会場にお越しください。また、日時、場所等は変更する可能性がありますのでお気をつけください。

3. 申込み要領等

◇ 旅券の交付

・当日は、現旅券ご持参の上、新生児を含め、必ずご本人にお越しいただく必要があります。

2009年9月30日以前に有効期間が満了となる旅券を有する方が対象となります。ただし、機械読み取り式でない旅券（非MRP）及び機械読み取り式旅券（MRP）からIC旅券への切替は、有効期限に関係なく可能です。

・旅券の手続は、すべて申請者個人とデトロイト総領事館の間で行われますので、デトロイト総領事館に対し、以下の要領で直接申請書類を請求してください。

申請書の配布、受付などは、当会では行いませんのでご注意ください。

・申請書類受付締切…………… **9月22日**

(1) 旅券申請書の請求方法

1ドル17セントの切手をはった返信用封筒（A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を、申請書の必要枚数、**連絡先等を書いたメモ**

**メモ（以下のことを記入してください）**

♪ 日中連絡が取れる電話番号

♪ ご自宅住所とカウンティ

♪ 旅券を申請される方全員のお名前。これは、戸籍上のお名前を漢字とローマ字の両方をご記入下さい。

♪ 旅券申請書の必要枚数。申請書は10年用と5年用の2種類がございます。どちらを何枚ずつ必要か、明記して下さい。尚、10年用旅券は満20歳以上でないと申請できません。

♪ 「非ヘボン式・別名併記申出書」の必要枚数。この情報は、該当する方のみご記入下さい。該当する方はそのつづりもご記入ください。該当する方はそのつづりもご記入ください。非ヘボン式

・及び別名併記に関しては、**デトロイト総領事館ホームページのパスポート内にある”非ヘボン式及び別名併記について”**をご参照ください

とともに、デトロイト総領事館 旅券係 (Consulate General of Japan, Attn: Passport Section, 400 Renaissance Center Suite 1600, Detroit MI 48243) に郵送してください。総領事館から、申込用紙を含めて、詳しい説明書が送付されます。

## (2) 旅券申請書等の提出方法

デトロイト総領事館から送付された申請用紙、添付書類等は、**9月22日**までにデトロイト総領事館に到達するよう郵送してください（これを過ぎますと、今回の一日総領事館での交付の取扱いができませんので、ご注意ください。）。

## (3) 手数料

(a) マネーオーダー又はカンパニーチェックでお支払いください。

(小切手のあて先：**Consulate-General of Japan**)

現金不可。パーソナルチェックも不可。クレジットカードも不可。

(b) 支払いは旅券を受領するとき。 申請のときには不要です。

(c) 10年用旅券：142.00ドル

5年用旅券：97.00ドル(12歳未満の方は53.00ドル)

\*各自一枚の小切手をご用意ください。

\*小切手左下の備考欄（ない場合は適宜の場所）に必ず日本語（漢字）で申請者のフルネームを記入してください。

### **旅券交付を受ける際、会場に来なければならない方、持参しなければならないもの。**

- a. 乳幼児を含め旅券申請者は全員交付にお越しいただく必要があります。
- b. 現旅券
- c. グリーンカード（米国永住権カード）をお持ちの方：オリジナルのグリーンカードの提示。  
グリーンカードを現在申請中の方：I-797C, Notice of Action（オリジナル）の提示。
- d. 手数料。注）旅券と証明書の両方を申請ご希望の方は、小切手を別々に作成して会場にお持ちください。あるいは、証明書の手数料だけは現金（お釣りのないよう）でお支払い頂いても結構です。小切手宛先：Consulate-General of Japan

## ◇ 在外選挙登録申請の受付

### 1. 申請書

会場に準備します。

なお、申請書は、<http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>（総務省ウェブサイト：在外投票関係書類様式）からでも入手可能ですので、あらかじめ記入の上、当日お持ちいただいても結構です。

## 2. 必要書類等

### (1) 本人確認のための書類

原則として旅券（有効なもの）

### (2) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類

（例）3か月以上前の契約年月日のある住居賃貸契約書

最近3か月以上分の公共料金請求書（住所が記載されたもの）

なお、在留届を3か月以上前に提出済みの場合、（2）は不要です。

□

海外居住期間が3か月未満の時期でも登録申請ができます。在留届と申請書を同時に提出してください。申請書はいったんお預かりし、3か月经過時に改めて総領事館から住所を確認した上で、国内選挙管理委員会あてに送付することになります。

### (3) 本籍地及び日本国内での最終住所（転出届記載の住所）を番地まで記載できるよう御用意ください。

### (4) 代理人申請を御希望の方は、あらかじめ総領事館にお問い合わせください。

## ◇ 在留証明、署名証明の申請受付

申請用紙は当日、会場に準備しますので、会場で総領事館職員に直接申請してください。証明書は約1週間後に申請者（返信用封筒に記載された住所）に郵送されます。証明書の返送途中の紛失につきましては責任を負いかねますので、返信用封筒はトラッキングナンバーのあるものをお勧めいたします。Federal Express、Airborne Express、DHL、UPSのいずれかをご使用の上、あて名ラベル（Airbill）に記入したものをご持参ください。なお、切手をはった普通郵便でも受け付けます。

### (1) 在留証明

- 現在お持ちの有効な日本国旅券を提示していただくとともに、その顔写真のページ及びこれまでに取得したすべての米国ビザのページのコピーを提出してください。
- 米国永住権カードをお持ちの方は、永住権カード(原本)を提示していただくとともに、その表裏のコピーを提出してください。
- 現住所を立証する文書（米国運転免許証、家屋の契約書、公共料金請求書などいずれか1点）のコピーを提出してください。
- 過去の在居住地住所も含めて証明する必要がある場合は、それぞれの住所について立証書類が必要です。
- 返信用封筒(あて先記載済みで、送付代金負担済みのもの)
- 手数料：証明1通につき11ドル
- 小切手のあて先：Consulate-General of Japan

℃証明書手数料は、旅券手数料と異なり、現金可（お釣りのないように）。マネーオーダー、又は、会社名義小切手(カンパニーチェック)も可。

パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けておりませんのでご了承ください。

手数料。注) 旅券と証明書の両方を申請ご希望の方は、小切手を別々に作成して会場にお持ちください。あるいは、証明書の手数料は現金（お釣りのないよう）でお支払いいただいても結構です。 小切手あて先：Consulate-General of Japan

## (2) 署名証明

- 割印形式と単独形式の2種類があります。  
詳しくは<http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/jp/info/page1-8.htm> (デトロイト総領事館ウェブサイト：署名証明) をご覧ください。
- どちらの形式が何枚必要かについて、あらかじめ日本側にご確認ください。
- 現在お持ちの有効な日本国旅券を提示していただくとともに、その顔写真のページ及びこれまでに取得したすべての米国ビザのページのコピーを提出してください。
- 米国永住権カードをお持ちの方は、永住権カード(原本)を提示していただくとともに、その表裏のコピーを提出してください。
- 割印形式の場合、日本から送られてきた署名すべき書類（総領事館職員の面前で署名及びぼ印を押していただきますので、必ず署名しない状態でご持参ください。）
- 現住所を立証する文書（米国運転免許証、家屋の契約書、公共料金請求書などいずれか1点）のコピーを提出してください。
- 返信用封筒(あて先記載済みで、送付代金負担済みのもの)
- 手数料：証明1通につき15ドル
- 小切手のあて先：Consulate-General of Japan

℃証明書手数料は、旅券手数料と異なり、現金可（お釣りのないように）。マネーオーダー、又は、会社名義小切手(カンパニーチェック)も可。

パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けておりませんのでご了承ください。

手数料。注) 旅券と証明書の両方を申請ご希望の方は、小切手を別々に作成して会場にお持ちください。あるいは、証明書の手数は現金（ <u>お釣りのないよう</u> ）でお支払いいただいても結構です。 小切手あて先：Consulate-General of Japan
---

その他、不明な点がございましたら事前にデトロイト総領事館までお問い合わせください。

Consulate-General of Japan

400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit MI 48243

Phone:313-567-0120 内線215/ Fax:313-567-0274